

定住自立圏の形成に関する協定書

小山市（以下「甲」という。）と結城市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と連携する意思を有する乙との間において、互いに定住に必要な都市機能及び生活機能を確保しつつ、圏域全体の活性化を図ることで、住民が幸せを実感し、住みたい・住み続けたいと思える魅力ある定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組の内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行等に係る基本的事項）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月7日


甲 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市

小山市長

大久保寿夫 

乙 茨城県結城市大字結城1447番地
結城市

結城市長

前嶋文夫 

別表第1 (第3条関係)

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

① 地域医療ネットワークの連携強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
切れ目なく、安定的に医療を提供できるよう、圏域内のバランスを考慮した救急医療体制の充実強化、医療機関の連携支援等に取り組む。	乙と連携し、圏域内のバランスを考慮した救急医療等の提供体制の充実、医療機関の連携支援等を推進する。	甲と連携し、救急医療等の提供体制の充実、医療機関の連携支援等を推進する。

(2) 福祉

① 子育て・障がい者支援、在宅医療・介護に関する連携促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て・障がい者支援体制の充実や在宅医療・介護の一体的提供体制の整備等に連携して取り組む。	乙と連携し、圏域内の子育て・障がい者支援、在宅医療・介護の提供体制の充実を図る。	甲と連携し、子育て・障がい者支援、在宅医療・介護の提供体制の充実を図る。

(3) 教育

① 生涯学習やスポーツ等を通じた交流推進、史跡・文化財施設の広域連携活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
生涯学習やスポーツ、総合的な学習や平和事業等における交流推進、史跡・文化財施設の広域連携による活用促進等に取り組む。	乙と連携し、生涯学習やスポーツ等における交流推進、圏域内の史跡・文化財施設の広域的な活用促進を図る。	甲と連携し、生涯学習やスポーツ等における交流推進、史跡・文化財施設の活用促進を図る。

② 文化・スポーツ施設等の相互利用

取組内容	甲の役割	乙の役割
文化・スポーツ施設等の相互利用の促進、図書館ネットワークの構築等による利便性の向上に取り組む。	乙と連携し、圏域内の文化・スポーツ施設や図書館等の相互利用の促進を図る。	甲と連携し、文化・スポーツ施設や図書館等の相互利用の促進を図る。

(4) 産業振興

① 地域資源を活用した産業・観光振興

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域資源を活用した産業や観光の振興、新4号国道沿線関連事業等に連携して取り組む。	乙と連携し、圏域内の地場産業や観光の振興、新4号国道沿線関連事業等を推進する。	甲と連携し、地場産業や観光の振興、新4号国道沿線関連事業等を推進する。

(5) その他

① 大規模災害や消防に関する連携強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
大規模災害時における物資の提供及び応援職員の派遣、消防体制の連携強化等に取り組む。	乙と連携し、大規模災害時における相互協力、消防体制の充実等を図る。	甲と連携し、大規模災害時における相互協力、消防体制の充実等を図る。

別表第2 (第3条関係)

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

① 地域公共交通の連携推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通の連携等による利便性の向上に取り組む。	乙と連携し、公共交通会議等での協議を踏まえ、圏域内の地域公共交通の利便性の向上を図る。	甲と連携し、地域公共交通の利便性の向上を図る。

(2) ICTの推進

① 情報の共有等による業務改善、情報発信力の強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
ICTに関する情報の共有等による業務改善、情報発信力の強化に連携して取り組む。	乙と連携し、ICTに関する情報の共有等を推進する。	甲と連携し、ICTに関する情報の共有等を推進する。

(3) 道路等の交通インフラの整備

① 道路ネットワークの形成

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域の利便性を高める道路ネットワークの形成に連携して取り組む。	乙と連携し、圏域内の利便性の高い道路ネットワークの形成を図る。	甲と連携し、利便性の高い道路ネットワークの形成を図る。

(4) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

① 地産地消の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
生産者や消費者等の連携による地域資源の積極的活用、地産地消及び地場製品のPR等に取り組む。	乙と連携し、圏域内の地産地消及び地場製品のPR等を推進する。	甲と連携し、地産地消及び地場製品のPR等を推進する。

(5) 地域内外の住民との交流・移住促進

① 移住・定住促進のための連携強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域としての魅力の県内外への発信等、圏域外からの移住・定住促進に連携して取り組む。	乙と連携し、圏域内の一体的な移住・定住促進を図る。	甲と連携し、移住・定住促進を図る。

(6) その他

① 渡良瀬遊水地の賢明な活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
渡良瀬遊水地の賢明な活用等に関して連携して取り組む。	乙と連携し、渡良瀬遊水地の賢明な活用等を推進する。	甲と連携し、渡良瀬遊水地の賢明な活用等を推進する。

② 結びつきやネットワークの強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
協働のまちづくりの促進等、結びつきやネットワークの強化に連携して取り組む。	乙と連携し、圏域内の市民活動の交流促進や広域事業等での結びつきの強化を図る。	甲と連携し、市民活動の交流促進や広域事業等での結びつきの強化を図る。

別表第3 (第3条関係)

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成

① 職員研修制度の充実等による人材育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の職員の資質向上のため、職員研修の共同開催等、職員研修制度の充実に連携して取り組む。	乙と連携し、圏域内の研修制度の充実や協力体制の構築を図る。	甲と連携し、研修制度の充実や協力体制の構築を図る。

(2) 外部からの行政及び民間人材の確保

① 専門家等の高度な人材の確保等

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の資源等を活用するため、専門家等の高度な人材の確保、人材情報の共有化に連携して取り組む。	乙と連携し、専門家等の高度な人材の招へい・活用等を図る。	甲と連携し、専門家等の高度な人材の招へい・活用等を図る。

(3) 職員等の交流

① 職員の人事交流

取組内容	甲の役割	乙の役割
効率的な行政運営等に資するため、職員の人事交流に連携して取り組む。	乙と連携し、職員の派遣・受入れ等の人事交流を推進する。	甲と連携し、職員の派遣・受入れ等の人事交流を推進する。